

総務教育環境委員会記録

総務教育環境委員会
委員長 仲山 哲男

- 1 日 時 令和5年6月2日(金) 10時34分開会、11時42分閉会
政策企画部 教育委員会 環境市民部
- 2 場 所 光市議会第1委員会室
- 3 出席委員 仲山 哲男、早稲田 真弓、木村 信秀、仲小路 悦男、中本 和行、
西崎 孝一、西村 慎太郎、林 節子
- 4 事務局職員 市川 恵美、起本 一生
- 5 説明員
吉本副市長
【政策企画部】岡村政策企画部長、北川財政課長兼行政経営室長、佐々木企画調整課長兼秘書室長
【教育委員会】伊藤教育長、升教育部長、吉永教育総務課長、原田学校教育課長、田中学校教育課主幹
【環境市民部】小山環境市民部長、小熊環境市民部次長兼市民課長、周田環境政策課長
- 6 議事の経過概要 別紙のとおり
- 7 その他(傍聴) 報道2社 市議会モニター

1 政策企画部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第34号 令和5年度光市一般会計補正予算（第3号）〔所管分〕

説 明：北川財政課長 ～別紙

質 疑

○中本委員

それでは、学校用地の交換についての質疑をいたします。

スポーツ交流村と浅江中学校を交換の候補地とするため、測量や鑑定評価を行うということでございますが、これらの用地以外の候補地は検討されましたか、お伺いをいたします。

○北川財政課長

その他の候補地は検討したのかというお尋ねでございます。光丘高校の跡地につきましては約7万2,000m²と、非常に広大でございます。価格もそれなりになるものと思っております。仮に交換の手法というものを取る場合、本市も相応の規模の用地というものを確保する必要があります。ほかの候補地につきましても、検討は行いましたけれども、市が確保する他の遊休財産のうち、現時点で光丘高校跡地と釣り合うような跡地というのは見当たらなかったところでございます。

以上でございます。

○中本委員

光丘高校跡地用地の交換ということで考えたときに、広大な光丘高校跡地に見合う用地がほかにはなかった、見当たらなかったということで私は理解をいたしました。

しかし、少し気になるのは、県との交渉であります。仮に県との交渉が調わない場合はどうなるか、ちょっと心配がありますので、御見解をお聞きいたします。

○北川財政課長

協議が仮にうまくいかなかった場合というお尋ねでございますけれども、まさしくこれから協議を進めていこうとしているところでございますので、まだ何とも言えないところではあるんですけれども、そういったことにならないよう、協議がうまく調うようにスピード感を持ちつつ、協議に力を尽くしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○中本委員

了解をいたしました。執行部を信じるのみであるというふうに考えます。今回提案があった市有地の鑑定評価の結果を基に、県との交渉にしっかり臨んでいただくよう強く

お願いをいたします。

それから、もう一点、光丘高校跡地に浅江中学校の移転、人づくりの拠点として利活用するという考えは大変すばらしいアイデアだというふうに思います。今の答弁、また市長の提案説明の中に、やまぐち型地域連携教育といった言葉もありましたが、やまぐち型地域連携教育について、一体どのようなものか、少し説明をお願いいたします。

○原田学校教育課長

やまぐち型地域連携教育について、お問い合わせいただきました。このやまぐち型地域連携教育とは、コミュニティ・スクールが核となり、中学校区を一まとまりとした連携・協働の仕組みの中で、社会総がかりで子供たちの学びや育ちを支援する取組のことです。やまぐち型地域連携教育の推進により、小中学校においては、地域の力を生かした特色ある取組が期待できるとされています。

以上でございます。

○中本委員

委員長、まだ提案説明がなかったので、間違っておりました。

○委員長

関連があることがあるかと思ひまして、一応質問を続けてもらいました。後ほどにしたほうがいいのか、どうですか、御本人としては。

○中本委員

いや、私は、皆さんが御理解いただければ、それで結構だと思っております。

○委員長

では、引き続き関連があるということを前提に質問を続けてもらうことにします。

○中本委員

はい。今、やまぐち型地域連携教育とは、まさに光市が進めている教育と同じ方向を向いたものであろうというふうに思います。コミ・スク活動など、光市の特色のある取組を力強く後押ししてくれるものだというふうに感じました。県と緊密に連携をすることで、より大きな効果を得られると思うので、県もしっかり巻き込んで、跡地の利用、活用に進めてほしいというふうに思います。よろしくをお願いいたします。

あと1点ですが、この重要な課題について、どこが今から担当していく所管でありますか、その辺の確認をいたします。

○岡村政策企画部長

所管ということで、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

今後の県との協議でございますけれども、もともと光丘高校の跡地の利活用に関する

意思決定については、政策企画部のほうで関わっていたことや今回交換を想定している用地として普通財産なんですけれども山口県スポーツ交流村を上げております。こうしたことから、今後の協議については、政策企画部を前面に教育委員会と連携を図りながら行っていこうというふうに考えております。その後、県との協議がうまく進んで、改修等の事業を具体的に進める段階になりましたら、その際には、所管のほうは教育委員会ということになろうかというふうに思っております。

以上でございます。

○中本委員

はい、分かりました。当面は政策企画部が所管して、責任を持ってやっていくということになります。後は、教育所管に移るということですので、教育の所管になった時点で、またいろんな質疑等をしてみたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上で終わります。

○西村委員

ちょっと話が全部理解できていないところもあるんですが、何点かお伺いさせていただきたいんですけれども、まず前提として、同僚の委員も申したように、光丘高校の跡地の話が何らかの形で進展をするという話自体は、会派としても要望していたところで、非常に喜ばしいという考え自体は持っております。

ただ、その前提で、先ほども答弁の中にありましたけれど、県との交渉がうまくいかなかった場合は、この測量の240万円と390万円というものはどうなってしまうんだというのがありますので、ぜひ慎重に協議、検討を進めていただきたいというのはあるんですけれども、その中で、まだ中学校管理費のところの説明がないんですが、この240万円と390万円、この金額についてはどういう違いがあるのか、その辺りをまず教えていただければと思います。

○北川財政課長

金額の違いのお尋ねでございますけれども、両方とも測量登記と不動産鑑定というものでありますが、スポーツ交流村につきましては、土地のみでございます。一方、浅江中学校につきましては、建物の鑑定等もございますし、土地の形状、面積等も異なっておることから、価格が異なっているというところがございます。

以上でございます。

○西村委員

はい、分かりました。面積と建物の関係ということで、それぞれの不動産の性質が違うということで、金額が違うということで理解をいたしました。

あと、先ほど議場での質疑、答弁の中で、まちづくりのアンケートとか、総合計画を策定するに当たってのアンケートで数件、この光丘高校の活用について意見があったと

というような内容がありましたけれども、具体的には内容というものがどういったものだったのか、もし今分かれば教えていただければと思います。

○佐々木企画調整課長

まちづくり市民アンケートの御意見ということですので、私のほうから御答弁差し上げます。

まず、市民アンケートのほうでありました御意見といたしましては、光丘高校の跡地の利活用を進めてほしいといった御意見、有効に使ってほしいという御意見が複数ございました。

それから、議場でも部長のほうから答弁ございました未来につながるまちづくり提言板につきましても、光丘高校跡地を、いわゆる文教地域にしてはどうかといったような御意見等もございました。また、そのほかにも交流の場となるような活用をしてはどうかというような御提言もあったところでございます。

以上でございます。

○西村委員

はい、分かりました。若干具体的な内容もあったとは思いますが、文教地域、交流の場として活用してほしいと、そういったことも含めて、全体的にどうにかならんかと、そういった意見が寄せられていたということで理解をいたしました。これも、先ほどの本会議場での答弁の中で、一度は取得が困難だということで見送っていたものを、今回交換も想定をした上で再度考え直しますということだったんですけれども、そもそもこれ取得する場合、多額の費用がかかることを見込まれるというふうに先ほどおっしゃっていたと思うんですけれども、これは取得をするとなった場合はどれぐらいの経費を見込んでいたものなのか、その辺りが分かればお伺いします。

○岡村政策企画部長

多額の経費が見込まれていたということでございますけど、当時はまだ額について具体的に県のほうから示されていたというような経緯はございませんけれども、購入となれば適正な時価というふうなことが前提ということでございましたので、その辺りは具体的なものは示されておりませんが、そういうふうに理解をしたときに多額の経費というふうな形で受け止めていたところでは、恐らく鑑定評価とか、そういったものが基準になろうかと思っておりますけれども、そういったことで多額の経費ということで受け止めをしていたところでございます。

以上でございます。

○委員長

今の質問に対して金額については、特にあったわけではないという答えですか。

○岡村政策企画部長

はい。金額については、具体的に示されたものはございませんでした。

○西村委員

はい、分かりました。県からは、具体的な金額というものが示されていなかったということですね。先ほどもおっしゃったように、不動産鑑定の価格とか、そんなものが前提になるだろうという話もありましたけれど、これ不動産鑑定などはまだ県が実施をされていないということで、価格も分からないと、そういう認識でいいのでしょうか。

○北川財政課長

価格についてのお尋ねでございますけれども、光丘の鑑定評価につきましては、当然ですが、県が行うべきものでございます。しかしながら、こちらについては、実際行っているのかどうかというのは、本市としては把握してはおりませんので、額とかは、承知していないところでございます。

以上でございます。

○吉本副市長

光市として、具体的な試算というのはしてはおりませんが、ただ、7万2,000m²というかなり広大な土地でございます。これは委員もよく御存じと思うんですけど、仮に単価が平米1万円とただけでも約7億円、単価がそれ以上になると10億円前後するぐらいの額になるだろうということで、これは到底無理だなと、それをそのまま購入というのは、光市の財政規模から考えると、現実的ではないなということで、その当時は判断を下したところでございます。

以上です。

○西村委員

はい、分かりました。今回対象になる土地も建物も、非常に広大であるというところから見込まれたということで、一定の理解をしました。今回交換を予定している、言ったら、市の遊休地は今回測量、登記をして、実際の不動産鑑定に恐らく、交換も現時点では想定をして出すということになると思うんですけども、この動きに連携をして、最終的には、この光丘の跡地に関しても、不動産の価格の確定をさせなければ、釣り合うかどうかは分からないという側面があると思うんですけども、その辺りは県とどういうふうに連携というか、話を進めていくのか、その辺りどういう想定をされているのか、もしあればお願いします。

○北川財政課長

このたび、本市で測量と鑑定の予算を計上して、具体的な本市の財産価格を図ろうとしているところでございます。協議を進めるに当たっては交換も含めた協議ということですし、仮に購入となった場合でも、交換となった場合であっても、相手方の価格というのは、きちっとはじいていただかなければなりませんので、そちらにつきましては、

当然、私どもから県にもお願いをしていくというところがございます。

以上でございます。

○西村委員

はい、分かりました。後で教育委員会のほうでも少し聞かせていただくんで、これぐらいにしておこうと思うんですが、話が大きい分、交渉がうまくいかなかったりといったことを想定しておくのもどうかと思うんですけれども、貴重な市民の財産を使って測量に踏み切って、これで県との交渉がうまくいかなかった、あるいは県との測量の時期がずれて、財産の価値の確定が遅れたとか、先ほども本会議場で合併特例債の使用も加味をしているということで、令和6年度末までといったものも含めた事業の完了というのがスピード感を持ってやっていくという話だったと思うんですけれども、これはスケジュールが狂っていくと、また合併特例債がという話にもなりかねないようなところだと思いますので、その辺りは県と緊密に話を詰めながら進めていただきたいなというのは、同僚の委員も申したように、ぜひ強くお願いをさせていただきたいと思います。

以上です。

○西崎委員

ずばり価格差はどれぐらいかということを知りたいんですけど、言えないと、まだ不動産鑑定をしなければ分かりませんということでございますが、現在、光市が持っているスポーツ交流村の普通財産は何平米で、評価額は幾らでしょうか。

○北川財政課長

広さと評価額というお話でございますけれども、まず広さにつきましては、まだ測量していませんので、登記面積で申し上げますと、1万5,400m²程度というところがございます。評価額というお話をいただきましたが、令和4年度ではございますが、固定資産税の評価額で申し上げますと、平米当たり1万2,103円となっております。

以上でございます。

○西崎委員

ありがとうございます。それでは、交換契約が県との間で合意に至れば、令和5年度中にも交換契約はする可能性というのはあるんですか、どうでしょう。

○北川財政課長

令和5年度中の交換契約の可能性でございますけど、これも今からちょっと県と協議を進めていきますので、必ずかと言われると、何ともお答えしようがないところではありますけれども、先ほど御答弁させていただきましたように、スピード感を持って、なるべく早く進められるようにと考えているところでございます。

以上でございます。

○西崎委員

そうですね。今から測量して、その次に鑑定評価までやるということになると、ちょっとタイトなスケジュールになると思いますけど、合併特例債は、令和6年度、あと1年しかできないので、それまでには必ず交換契約をしなければならぬというふうな規制があるわけです。

それと、さっき議場では、用途としたら浅江中学校を移転するんだという話でしたけど、浅江中学校は、現在、用地があるんですよ。この跡地はどうするんかということと、小中一貫校あさなえ学園ですが、それがいったとしても、現在の旧光丘高校跡地というのは広大な用地です。それだけでは、私は、あまりにももったいない土地の使い方だと思いますので、さらに今話が出ているような文教地区にするとか市民交流の場にするとか、そういう構想もぜひ早めに打ち立ててもらいたいと思っております。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

2 教育委員会関係分

(1) 付託事件審査

①議案第34号 令和5年度光市一般会計補正予算(第3号)〔所管分〕

説 明：吉永教育総務課長 ～別紙

質 疑

○西村委員

それでは、何点かお伺いするんですけども、先ほどほかの委員の質問で、交流村の登記簿上の面積が1万5,000m²ほどで、固定資産税の評価が平米当たり1万2,000円だという答弁があったと思うんですけども、この浅江中学校の用地に関しては、同じように面積と固定資産税の評価額はどうなっているか、お伺いいたします。

○吉永教育総務課長

浅江中学校の面積と評価額についての御質問をいただきました。浅江中学校部分につきましては約3万m²、評価額は不明でございます。

以上でございます。

○西村委員

評価額は不明で、合わせても4万5,000m²ぐらいで、光丘の面積が7万2,000m²ということなんですけれども、もう少し教えてほしいんですが、これ交流村が今立地をしているところと浅江中学校が立地しているところ、あと光丘高校の跡地が立地しているところ、それぞれの用途区域がどうなっているか、分かればお伺いしたいんですけども。

○吉永教育総務課長

用途区域の御質問をいただきました。大変申し訳ございません。現在、承知をしておりません。

○西村委員

すみません。用途区域は所管が違うというか、浅江中学校と光丘高校の跡地のところは、たしか一種中高層か何かで一緒だったと思うんですけど、交流村のところの用途区域、あの辺は準工業とかも交じっていたりするので、ちょっと記憶が曖昧だったのでお伺いをさせていただいたんですけども、この評価額というものを算定するときに、その用途区域が何になっているかというものは非常に平米当たりの単価の評価というものに関わってくるところなので、ちょっと聞かせていただきました。

単純な私の感覚として、その浅江中学校、合わせて4万5,000m²と7万2,000m²で、果たしてこれ釣り合うのかなど、建物が建っているから価格が少し変動するとかというのももちろんあるんでしょうけど、その辺りがちょっと一抹の不安を覚えるところ

だなどいうふうに思いますので、その辺りは、もし評価額が全部合わせても足りないよというふうになったときってどうなるのか。ほかにも用地を検討する、何というんですか、追加で交換できそうなどところを見繕うのか分からないですけれども、その辺りって現時点では、大きさ的には大分差があるように見受けられるんですけれども、その辺り、何というんですか、そもそもの面積が大きく、また乖離があることに対しての見解があればお伺いしたいんですけれども。

○北川財政課長

市の方の価格が足りなかった場合というお尋ねでございますけれども、先ほど委員仰せのとおり、土地を追加するというのも一つの手法ではございますし、もしくはその足りない部分については金銭で補填するというのも手法の一つでございます。

以上でございます。

○西村委員

なるほど、分かりました。足りなかった場合には、そういった選択肢もあるということに理解をしました。

先ほど委員が質問にはしなかったですけれども、仮に移転をしたときに、浅江中学校の用地が今度は空きになるということで、もちろん移転するという時点で、浅江中学校が空くということは想定をされるんですけれども、活用に関して、特に今お考えがあるかないか、その辺りを最後にお聞きします。

○北川財政課長

浅江中学校の交渉がうまくいって、浅江中学校が光丘に移転した後の跡地のお尋ねだったかと思うんですけれども、交換して移転した後の跡地は、当然交換で県が所有することとなろうかと思っておりますので、そこについてはどのようにされるのかということまでは不明でございます。

以上でございます。

○西村委員

いや、そういうことも踏まえた上で、まだ交換が前提ということで話をするのもあれなんですけれど、交換をして浅江の学校の用地が県のものになりましたと、県がどうするかは県次第ですよという話にももちろんなると思うんですが、仮に、県としても建物を崩して、更地にして、売却をするということになった場合、相当な面積がありますから、住宅地としてもかなり価値の高いエリアになるので、実際やってみて、普通に現金で光丘の用地を買ったほうがよかったなんていうことも考えとしてはなくはないんじゃないかなというふうに考えられる節も私の感覚的にはあったりするんで、交換を前提に進めていきつつも、じゃ今後、小中一貫ひかり学園の構想もありますから、浅江小学校もということになるかもしれないですし、そういったことも踏まえた上で、じゃ一般財産としてそれぞれのものを、言い方はあれですけど、処分して売却

した場合、あと普通に県の今の光丘の土地を購入して活用した場合、いろんなパターンというのが金銭的に考えても、まだ考えられるだろうなというふうに思う節もありますので、その辺りも含めた上でいろんな検討をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○岡村政策企画部長

取得の方法につきましては、交換といった手法を含めて、これから県と協議をしていこうというふうに考えています。それで、交換というのは、いろいろ協議をする中で、一つの手法ということで、それありきというよりも、そういうことも含めて協議をしていこうということでございます。どのようなことになるかというのは、またこれからの県とのまた協議によっていろいろ変わってくる部分もあろうかというふうに思いますので、その辺りはまたそういう御理解でお願いできたらと思います。

以上でございます。

○西村委員

すみません。ありがとうございます。決してこの話に後ろ向きな反応ではないので、単純に一般的な感覚として思うところというのをちょっと質問させていただいたんですけれども、この話自体が話のテーブルに上がって進んでいくこと自体は非常にいいことだなと思っておりますので、引き続きこれがいい話にまとまるように御尽力いただきたいと思っております。

以上です。

○西崎委員

話がちょっと分かりにくくなったので、整理して質問します。光市が今考えているのは、スポーツ交流村の市有地と、プラス、浅江中学校現有用地、これを足したものと光丘高校の跡地7万2,000m²を交換しようとしているわけですか。

○北川財政課長

交換も一つの選択肢ということで、仮に交換ということになれば、スポーツ交流村の部分の市有地と浅江中学校の2か所を対象地として、市としては選定したというところでございます。

以上でございます。

○西崎委員

浅江中学校の用地を入れるということは、少しでも市の持ち出し分、差額を少なくしようという考えかもしれませんが、山口県は、現在の浅江中学校の用地を欲しいとは思っていないはずなんですよ。この条件を出すと、またこの交換契約、頓挫する可能性があるんですけど、いかがでしょうか。

○岡村政策企画部長

そういった情報は、私どもは把握しておりません。そういった県の意向までは、深いところまでは確認も把握もしていないわけですが、まずはこういった交換を協議するに当たりまして見合う土地という、この2つが中心だろうということで、今回こういった提案をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○吉本副市長

光丘高校の跡地ということで、広大な土地、県としても、今後の利活用というのは重要な課題だと思います。先ほども市長の提案説明の中でもありましたけども、今、県教委におかれましては、やまぐち型地域連携教育、これをさらに充実していきたいという考えは伺っておりますので、光市としても、そういった県の取組、その一助となることができればと、今からこれまで以上に連携を深めて、地域教育力のさらなる向上、これを県と一緒に取り組んでいきたいというふうに我々は考えております。

そういったことで、例えば交換ということになったとき、浅江中の跡地、これがどうなるかというのはちょっとまだ分かりませんが、今、スタート地点に立とうとしているところですので、この補正予算、御議決いただいた後は、県教委に我々もしっかりそういった地域教育力の向上、これを一緒に力を合わせてやっていきたいと思います。委員の言われる趣旨は分かりますが、私どもとしても、やはり教育力の向上というのは光市の重要な課題と思いますので、それに向けて取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○西崎委員

副市長さんのコメントも今ありましたけど、今の浅江中学校の跡地には、浅江出張所、プラス、浅江コミュニティセンター、この用地が非常に狭いので、あそこへ移転したらどうかという話もあるんですよ、地元で。それで、県のほうに浅江中学校の用地を抱き合わせで交換するというような話を持ち出すと、まとまるものもまとまらない可能性があるんです。そういう問題がございます。総合的に県が御破算にまたして、じゃ民間に売るといような方向にならないようにひとつお願いいたします。

以上です。

○仲小路委員

浅江中学校、今、コミュニティ・スクールでやっておりますけども、その辺の委員の関係の皆様については、説明というのはどういうふうにされていますでしょうか。

○吉永教育総務課長

今、浅江地区の関係の委員さんへの御説明ということでの御質問いただきました。

現時点では、今回お諮りをしたということで、委員さんへの説明は、まだしていない状況ではございます。

以上でございます。

○仲小路委員

今後のその辺の予定とかはありますでしょうか。

○吉永教育総務課長

今後の予定ということでの御質問いただきました。当然、今回の案件が前に進めば、今後、浅江地区の関係者の方、とりわけ浅江の小中の学校運営協議会の委員の皆さんであったり、当事者となるPTAの保護者の皆さん、そうした方々への御説明というのは検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

ある程度、先が見えた段階で説明をするということによろしいでしょうか。

○吉永教育総務課長

はい。そのように進めていきたいと考えております。

○仲小路委員

もう一点ですが、今、教育委員会として浅江中学校を移転するということ自体、今後交渉がどうなるか分かりませんが、それ自体については非常に前向きな、その移転すること自体がいいことだというふうに理解されていますでしょうか。

○吉永教育総務課長

当時検討した段階のときでもそうなんですけれども、光丘高校の校舎が当時築40年弱という部分であったり、またまとまった土地があったり、浅江小とも地理的に近い、そういったいろいろな要素がございましたので、魅力的な場所であったというところは、認識はしております。

以上でございます。

○仲小路委員

はい、分かりました。ありがとうございました。

○早稲田委員

今、仲小路委員のほうから、何か教育委員会としては、浅江中の移転がよいことと理解しているのかということがありましたけれども、浅江中が令和7年ですが、補修とか、改修等が計画されているのではないかと思うんですけど、そういったことも踏

まえて、今回検討事項として上がってきたのでしょうか、お尋ねします。

○吉永教育総務課長

今、浅江中学校がちょうど改修のタイミングということでの御質問もいただきましたが、当然、私どもといたしましては、長寿命化計画に基づき、計画的に施設の更新等というものを考えておりました、そのタイミングと、あとは、例えば財政的な問題であったり、いろんなところを複合、総合的に考えて、タイミングが合ったということは認識しております。

以上でございます。

○早稲田委員

計画等もいろんなことと併せながら、予算と相談しながら進めておられるかと思えますし、あとは防災的な観点からも、浅江中学校と光丘の位置を考えたときに、そういったことも検討事項として考えておられるのか、その点もちょっと確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

○吉永教育総務課長

防災の視点ということでの御意見もいただきました。おっしゃるとおり、学校は子供たちの学び場だけではなく、地域にとっても防災の拠点であったり、社会体育の場であったり、いろいろな複合的な意味を持っております。今回の光丘は、当然、そうした視点から申し上げますと、ハザードに該当していないということも、先ほどの魅力的な場所の一つという要因にはなっていないかと考えております。

以上でございます。

○早稲田委員

協議がスタートに立った時点であるということは理解しておりますが、いい協議になりますようお願いいたします。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

3 環境市民部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第34号 令和5年度光市一般会計補正予算（第3号）〔所管分〕

説 明：周田環境政策課長 ～別紙

質 疑

○仲小路委員

それでは、質問をさせていただきます。

今までの500万円のが終わりましたけれども、今回2,500万円の追加ということで、申請方法、あるいは市民、販売店への周知の方法というのは、どのように予定されていますでしょうか。

○周田環境政策課長

まず、申請方法ということでございますが、市民の皆様が4月25日以降に対象の家電を買い替えて、取付けを終わった後に、申請書類をまとめて環境政策課の窓口に出すという手続を取っております。

それから、周知につきましては、この制度の周知は当初4月25日号の市広報紙と市ホームページで周知をしております。

また、25日までに市内の家電販売店等に直接出向き、制度の周知とともに、チラシ等の配布や申請様式もお配りし、御協力をお願いいたしました。

以上でございます。

○仲小路委員

確認ですけれど、今回の追加になりましたというお知らせは、どの時点の広報に載りますでしょうか。

○周田環境政策課長

広報紙掲載は、6月25日号広報紙になります。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。

ホームページも、もうすぐ載ると思いますけれども、できるだけ早く市民の皆さんにお知らせしないと、購入の予定も関わると思いますので、よろしくお願ひします。

それと、2,500万円ですが、必ず終了のときは来るわけですけれども、その終了のときに、なかなか分かりづらいというのが今回ありましたけれども、終了についての通知方法につきまして、新たな方法というのは検討されていますでしょうか。

○周田環境政策課長

この補助金は、予算の範囲内で先着順に受け付けております。予算が少なくなりましたら、毎日17時15分にホームページに、大体の残り件数等を掲載しており、このたびも、そういう対応もしていこうと思っております。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。

あと細かい話ですけれども、残額が5万円を切るということが最後は来るわけですが、5万円を切った場合には、まだ受付はするのでしょうか。もしするのであれば、5万円未満の残額の場合は予算を超えることがありますけれども、その辺についてはどうでしょうか。

○周田環境政策課長

5万円を切った時点で、受付は終了いたします。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。

では、若干の残りが出るということで理解いたしました。

ありがとうございました。

○西村委員

ちょっと確認ですけれども、これは当初の予算の制度設計では、先ほどもちょっと話がありましたけれど、5万円が1回当たりの上限ということでしたかというのと、補助率は4分の1でよかったですか。その辺り、確認をお願いします。

○周田環境政策課長

具体的にこの補助金制度なんですが、省エネ法に基づく省エネ基準達成率100%以上の家庭用エアコン、電気冷蔵庫を市民が市内の販売店で買い替えた場合、購入費の4分の1に相当する額で、1世帯当たり最大5万円を補助するものでございます。

以上です。

○西村委員

ということは、今回2,500万円が計上されていますので、大体500件を想定しているということでもいいんですか、一応確認です。

○周田環境政策課長

そのとおりでございます。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。
以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」